

## インボイス制度について

### 第9回 買手側の留意点①～仕入税額控除の要件～

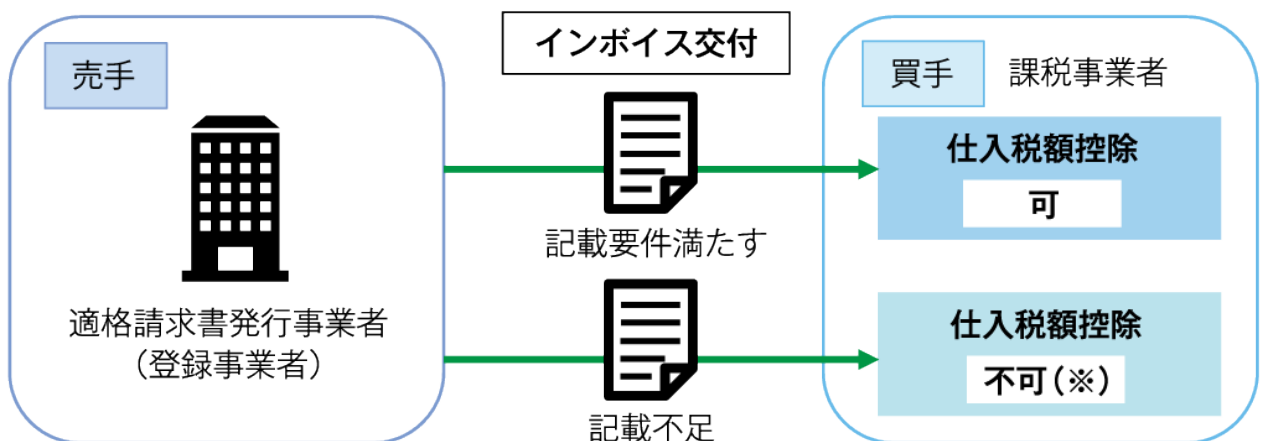


#### 1. 仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式の下では、請求書の交付を受けることが困難な一定の取引を除き、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

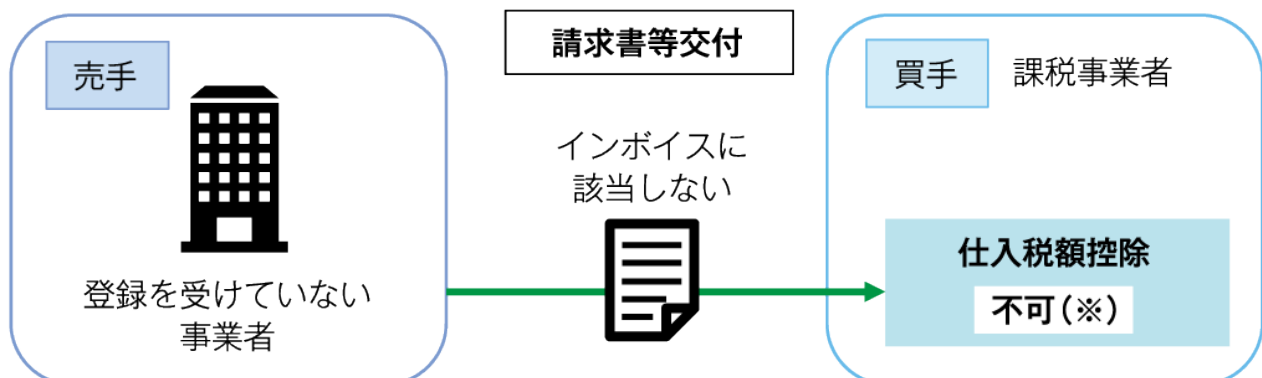
免税事業者など適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない。

#### ◆適格請求書発行事業者が適格請求書（インボイス）を交付した場合の仕入税額控除の可否



※適格請求書発行事業者(売手)に再交付を求める等の対応が必要

#### ◆登録を受けていない事業者が請求書等を交付した場合の仕入税額控除の可否



※ 経過措置 仕入税額控除可能額

- ・令和5年10月1日～令和8年9月30日まで：仕入税額相当額×80%
- ・令和8年10月1日～令和11年9月30日まで：仕入税額相当額×50%

## 2. 保存すべき請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には以下のものが含まれる。

[ア] 適格請求書又は適格簡易請求書

[イ] 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書等（買手が作成する書類で一定の記載事項が記載されており、相手方（売手）の確認を受けたもの）

[ウ] 卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売及び農業協同組合等が生産者から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限る）について、委託者から交付を受ける一定の書類

[エ] [ア]～[ウ]の書類に係る電磁的記録

### 3. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、以下の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。

#### ◆帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引

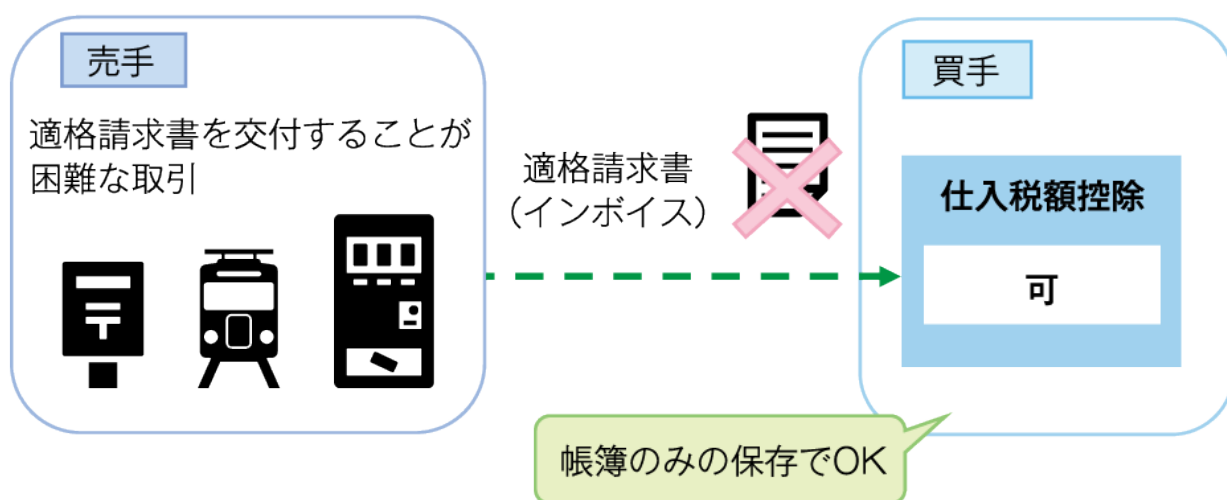
- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除く）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入

- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費，宿泊費，日当及び通勤手当）

### ☆留意点

3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定する。1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定することにはならない。

### ◆帳簿のみの保存が認められる取引における仕入税額控除の適用イメージ



## 4. 現行の区分記載請求書等保存方式との相違点

(1) 「3万円未満の課税仕入れ」又は「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」の仕入税額控除の適用

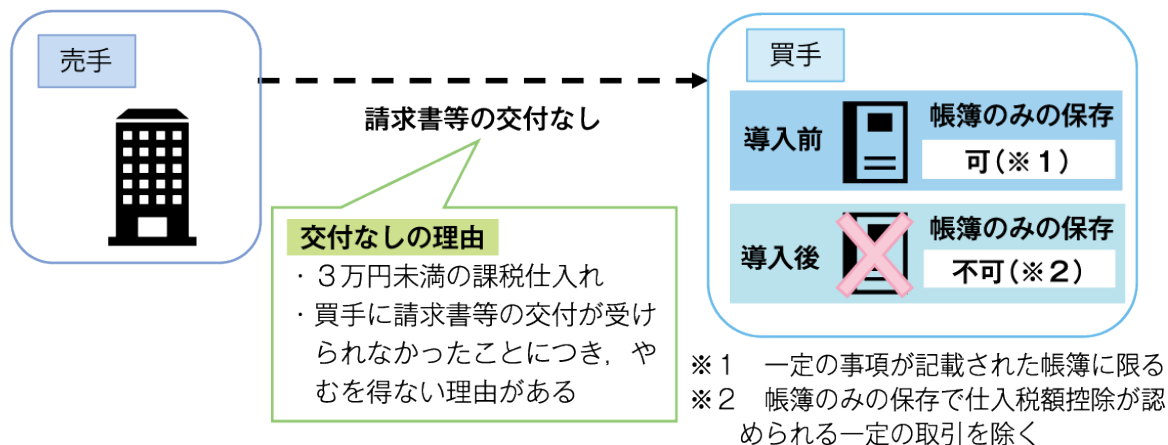
### 適格請求書等保存方式の導入前（令和5年9月30日まで）

➔ 「3万円未満の課税仕入れ」又は「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。

### 適格請求書等保存方式の導入後（令和5年10月1日以降）

➡ 「3万円未満の課税仕入れ」等であっても、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。帳簿のみの保存では、仕入税額控除の適用を受けられない（「3. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合」の一定の取引を除く）。

#### ◆適格請求書等保存方式導入前後における帳簿保存のみの仕入税額控除のイメージ



(2) 請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない場合の対応

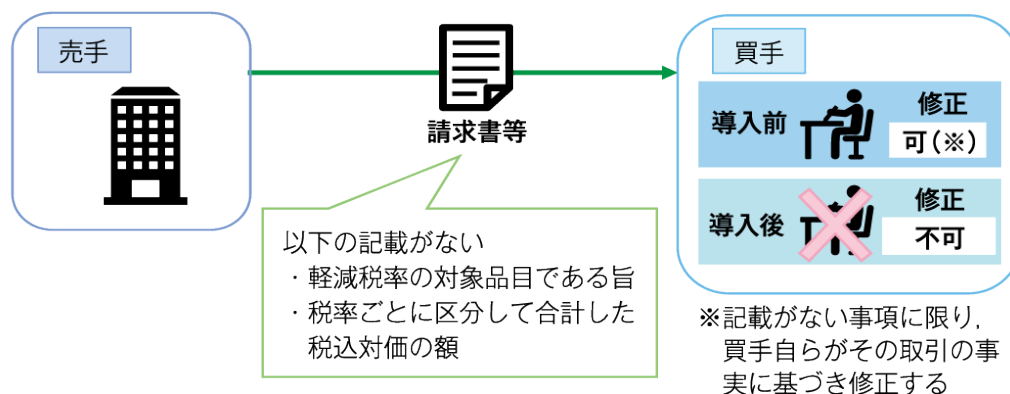
#### 適格請求書等保存方式の導入前（令和5年9月30日まで）

➡売手から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者（買手）自らが、その取引の事実に基づき修正（追記等）することができる。

#### 適格請求書等保存方式の導入後（令和5年10月1日以降）

➡ 買手自らが修正（追記等）することはできない。売手（適格請求書発行事業者）に対して修正した適格請求書等の交付を求めることになる。

#### 適格請求書等保存方式導入前後における買手側の修正（追記等）イメージ

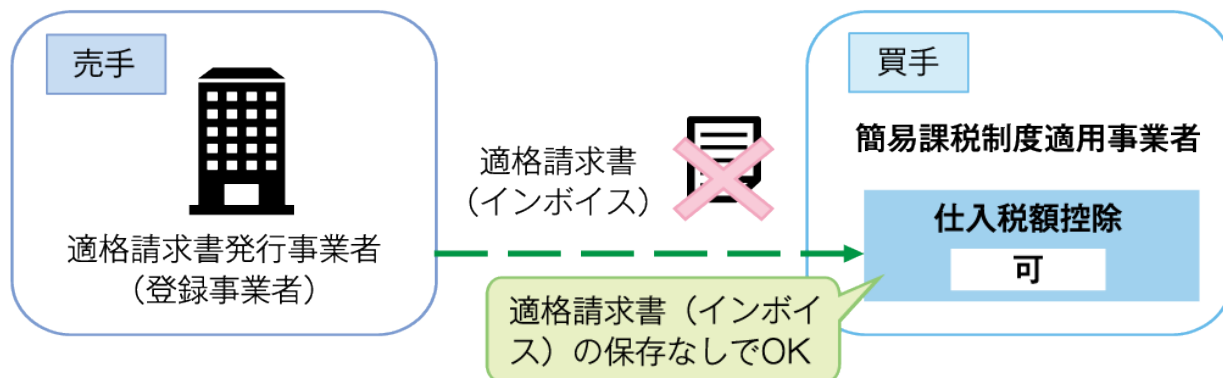


なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年12月13日(Na.3683)より一部抜粋しております。

## 5. 簡易課税制度を選択している場合の仕入税額控除の要件

簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはならない。

### ◆簡易課税制度を適用している場合における仕入税額控除の可否



なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年12月13日(No.3683)より一部抜粋しております。